

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室 井 照 平
(公印省略)

入札参加資格の新規登録及び登録更新時における社会保険等加入状況の確認について

このことについて、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等のための取り組みとして、国においては、元請業者及び一定規模以上の工事の一次下請業者を社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）加入業者に限定し、福島県においても、入札参加有資格者名簿に登録できる業者を社会保険等加入業者に限定することとしています。市におきましても、国及び県に準じ、下記の通り、工事の入札参加資格者名簿に登録できる建設業者を社会保険等加入業者（社会保険等の適用除外業者を含む。）に限定することとします。

事業者の皆様におかれましては、下記内容について遺漏なきようご対応をお願いいたします。

記

- 1 確認の時期 平成 27 年 4 月 1 日以降に行われる工事の入札参加資格登録の新規登録及び更新時より、社会保険等加入状況の確認を行うものとします。
- 2 確認の方法及び対応 経営事項審査の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「保険加入の有無」欄により確認を行うものとします。
「保険加入の有無」欄が「無」の場合は、別紙「社会保険等加入状況に係る申告調書」を提出していただき、確認を行うものとし、いずれの書類においても、社会保険等加入または適用除外であることが確認できない場合は、工事入札参加資格者名簿への登録は認めないものとします。
- 3 そ の 他 虚偽の申告、記載等が認められた場合は、工事の入札参加資格者名簿から抹消するものとします。

※社会保険等加入義務の適用除外業者は、加入業者と同様の取り扱いとなります。

社会保険等加入状況に係る申告調書

年 月 日

申請者
住所
商号又は名称
代表者職氏名

実印

当社の社会保険等加入状況について、下記のとおり申告します。
なお、この申告調書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 健康保険について

届出済み	届出なし	適用除外	国民健康保険組合名

【適用除外の理由】

- 1 従業員が5人未満の個人事業所
- 2 適用除外の承認を受けて国民健康保険組合に加入
- 3 その他（理由

）

2 厚生年金保険について

届出済み	届出なし	適用除外

【適用除外の理由】

- 1 従業員が5人未満の個人事業所
- 2 その他（理由

）

3 雇用保険について

届出済み	届出なし	適用除外

【適用除外の理由】

- 1 事業主等のみの事業所
- 2 その他（理由

）

注1 それぞれの項目について、年金事務所等や公共職業安定所への届出を行っている場合は「届出済み」、届出を行っていない場合は「届出なし」、適用が除外される場合は「適用除外」の欄に○を付けてください。

注2 「適用除外」の場合は、その理由に該当するものの番号を○で囲んでください。「その他」の場合は理由を具体的に記入してください。

注3 健康保険の項目について、適用除外の承認を受けて国民健康保険組合に加入している場合は、国民健康保険組合名を記入してください。